

議 案 第 5 号

松戸市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

松戸市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年6月13日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地方税法等の改正に伴い、固定資産税に係る課税標準額の特例割合及び加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法に関する規定を設けるとともに、個人市民税に係る非課税措置及びたばこ税に係る税率の段階的引上げに関する規定を整備等するため。

松戸市市税条例等の一部を改正する条例

(松戸市市税条例の一部改正)

第1条 松戸市市税条例（平成27年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「この節」の次に「（第53条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第15条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第20条中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第23条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第29条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第53条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他法施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければな

らない。

1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第111条を第111条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第111条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第112条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第112条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式

たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として法施行規則第8条の2の2に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。) は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第113条第1項中「第111条第1項」を「第111条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第117条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第113条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第111条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄」を「第111条」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項

の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則第16条の2の2に規定するものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律

第72号) 第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第113条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、法施行規則で定めるところによる。

第114条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第115条第3項中「第111条」を「第111条の2」に改める。

第117条第1項中「第111条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同項の適用」を「同項の規定の適用」に改める。

第118条第1項中「同項の適用」を「同項の規定の適用」に改める。

附則第12条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第24条第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

附則第31条の見出し中「附則第15条第2項第2号」を「附則第15条

第2項第1号」に改め、同条中第9項を第27項とし、同項の前に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第31条中第8項を第25項とし、第5項から第7項までを17項ずつ繰り下げ、第4項を第6項とし、同項の次に次の15項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

8 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

11 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{1}$ とする。

12 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

13 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{2}$ とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{4}{3}$ とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定

する条例で定める割合は、4分の3とする。

19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第31条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第31条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第2条 松戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第113条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第31条第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附則第50条第3項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第4項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第57条中「第44項、第45項若しくは第48項」を「第43項、第44項若しくは第47項」に改める。

第3条 松戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第113条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第

2号」に改める。

第114条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 松戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第113条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第114条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 松戸市市税条例の一部を次のように改正する。

第112条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第113条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条中第9項を削り、第10項を第9項とする。

（松戸市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 松戸市市税条例の一部を改正する条例（平成27年松戸市条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項中「改正後の条例」を「松戸市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第3項中「改正後の条例第111条第1項」を「松戸市市税条例第111条の2第1項」に改め、同条第12項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第13項の

表第4項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第5項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第111条を第111条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、第112条の次に1条を加える改正規定並びに第113条から第115条まで、第117条及び第118条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条及び第5条の規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中第15条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第29条第1項の改正規定並びに附則第12条第1項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び附則第24条第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中第113条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中第14条第3項、第53条第1項の改正規定及び同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第6条及び第7条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中第15条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに第20条及び第23条の改正規定並びに附則第12条の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中附則第31条第9項を同条第27項とし、同項の前に1項を加

える改正規定（同条第26項に係る部分に限る。） この条例の公布の日
又は生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日のい
ずれか遅い日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の松戸市市税条例の規定中個人
の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税につ
いて適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例に
よる。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の松戸市市税条例の規定中個人の市
民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適
用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の松戸市市税条例第14条第3項及び第53条
第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以
後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業
年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人
の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、な
お従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の松戸市市税条例の規定中固定資産税に関
する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成
30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行
の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の
例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡
し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項

第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(松戸市市税条例の一部を改正する条例(平成27年松戸市条例第40号)附則第3条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の松戸市市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第111条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を納付書により納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第11条、第117条、第120条及び第121条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-------------------|---|---|
| 第 1 1 条 | 第 1 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項、 | 松戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年松戸市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 3 0 年改正条例」という。）附則第 5 条第 3 項、 |
| 第 1 1 条 第 2 号 | 第 1 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項 | 平成 3 0 年改正条例附則第 5 条第 2 項 |
| 第 1 1 条 第 3 号 | 第 1 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書、第 1 3 1 条第 1 項又は第 1 4 5 条第 1 項の申告書でその提出期限 | 平成 3 0 年改正条例附則第 5 条第 3 項の納期限 |
| 第 1 1 7 条第 5 項 | 第 1 項又は第 2 項 | 平成 3 0 年改正条例附則第 5 条第 3 項 |
| 第 1 2 0 条第 1 項 | 第 1 1 7 条第 1 項又は第 2 項 | 平成 3 0 年改正条例附則第 5 条第 2 項 |
| | 当該各項 | 同項 |
| 第 1 2 1 条第 2 項 | 第 1 1 7 条第 1 項又は第 2 項 | 平成 3 0 年改正条例附則第 5 条第 3 項 |

- 5 30年新条例第118条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき書類に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上でこれらの申告書に添付しな

ければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を納付書により納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の松戸市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第11条、第117条、第120条及び第121条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲

げる字句とする。

| | | |
|--------------------|---|---|
| 第 1 1 条 | 第 1 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項、 | 松戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年松戸市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 3 0 年改正条例」という。）附則第 7 条第 3 項、 |
| 第 1 1 条 第 2 号 | 第 1 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項 | 平成 3 0 年改正条例附則第 7 条第 2 項 |
| 第 1 1 条 第 3 号 | 第 1 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書、第 1 3 1 条第 1 項又は第 1 4 5 条第 1 項の申告書でその提出期限 | 平成 3 0 年改正条例附則第 7 条第 3 項の納期限 |
| 第 1 1 7 条 第 5 項 | 第 1 項又は第 2 項 | 平成 3 0 年改正条例附則第 7 条第 3 項 |
| 第 1 2 0 条 第 1 項 | 第 1 1 7 条第 1 項又は第 2 項 | 平成 3 0 年改正条例附則第 7 条第 2 項 |
| | 当該各項 | 同項 |
| 第 1 2 1 条 第 2 項 | 第 1 1 7 条第 1 項又は第 2 項 | 平成 3 0 年改正条例附則第 7 条第 3 項 |

- 5 3 2 年新条例第 1 1 8 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、法施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき書類に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上でこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を納付書により納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の松戸市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第11条、第117条、第120条及び第121条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------------|---|---|
| 第 1 1 条 | 第 1 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項、 | 松戸市市税条例等の一部を改正する条例（平成 3 0 年松戸市条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 3 0 年改正条例」という。）附則第 9 条第 3 項、 |
| 第 1 1 条第 2 号 | 第 1 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項 | 平成 3 0 年改正条例附則第 9 条第 2 項 |
| 第 1 1 条第 3 号 | 第 1 1 7 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書、第 1 3 1 条第 1 項又は第 1 4 5 条第 1 項の申告書でその提出期限 | 平成 3 0 年改正条例附則第 9 条第 3 項の納期限 |
| 第 1 1 7 条第 5 項 | 第 1 項又は第 2 項 | 平成 3 0 年改正条例附則第 9 条第 3 項 |
| 第 1 2 0 条第 1 項 | 第 1 1 7 条第 1 項又は第 2 項 | 平成 3 0 年改正条例附則第 9 条第 2 項 |
| | 当該各項 | 同項 |
| 第 1 2 1 条第 2 項 | 第 1 1 7 条第 1 項又は第 2 項 | 平成 3 0 年改正条例附則第 9 条第 3 項 |

- 5 3 3 年新条例第 1 1 8 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、法施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき書類に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上でこれらの申告書に添付しなければならない。